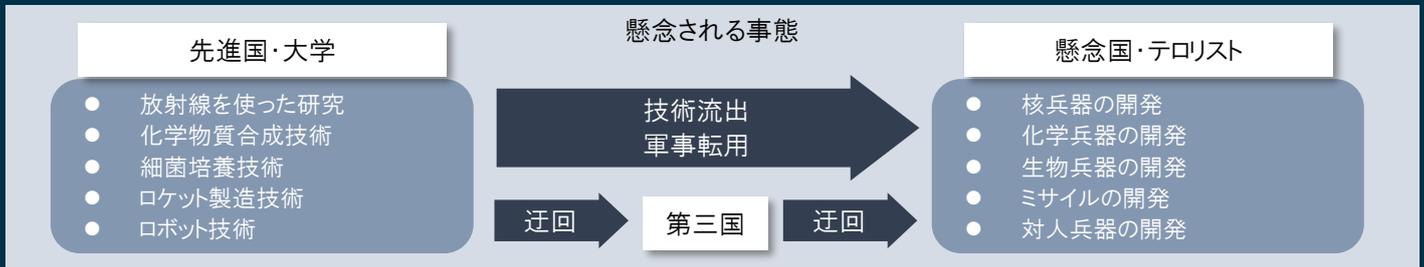


安全保障輸出管理について

— 東洋大学の研究が大量破壊兵器等に転用されないために —

安全保障輸出管理とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、軍事転用可能な貨物・技術が大量破壊兵器等の開発等を行っている国やテロリスト等に流出することを防ぐための制度です。



大学においても、以下のような研究活動において、技術の提供や貨物の輸出の機会があることから、輸出管理が求められます。

主な機会	技術の提供・貨物の輸出の具体例
海外出張	・国際会議等での発表(口頭・ポスター他)、展示会での展示、打合せ等 ・サンプル品の送付・持ち出し、自作の研究機材を携行
海外の大学や企業との共同研究・MTA	・実験装置の貸与、試料の送付、持ち出し ・技術情報を電子メールやUSBメモリ、FAX等で提供
留学生への研究指導・海外研究者等の受入	・実験装置の使用、試作、操作マニュアルの提供 ・研究指導、技術指導、会議・打合せ、研究施設見学

安全保障輸出管理の規制

海外との取引について、リスト規制、キャッチオール規制のいずれかに該当するかを確認し、該当しなければ取引を進められる

リスト規制

武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い貨物・技術がリスト化されており、このリストに該当する貨物の輸出または技術の提供(「取引」)を規制する。

リスト規制対象貨物・技術			
1 武器	4 ミサイル	8 電子計算機	12 海洋関連
2 原子力	5 先端材料	9 通信	13 推進装置
3 化学兵器	6 材料加工	10 センサー等	14 その他
3の2 生物兵器	7 エレクトロニクス	11 航法装置	15 機微品目

- 対象国:すべて
 - 対象貨物・技術:リストに該当するもの
 - 規制対象:経産省が指定するスペックを満たす貨物・技術
- ※詳細は「貨物・技術一体化マトリクス表」に照らして該非確認

キャッチオール規制

ほぼすべての貨物と技術の取引を対象とするが、以下の2つの規制の要件に照らして該当する取引のみ規制する。

- 大量破壊兵器キャッチオール規制
- 通常兵器キャッチオール規制

対象国・地域	大量破壊兵器	通常兵器
① グループA※	-	-
② ①③以外	・需要者要件	-
③ 国連武器禁輸国	・用途要件	・用途要件

- 対象国:グループA以外(通常兵器は国連武器禁輸国のみ)
 - 対象貨物・技術:木材・食料品以外のほぼすべて
 - 規制対象:需要者要件・用途要件に該当する取引
- ※グループA:輸出令別表第3の地域(旧呼称:ホワイト国)

リスト規制は以下に該当する場合は規制対象外となります。

リスト規制技術の提供に関する例外

- ・公知の技術を提供する取引
例)新聞、書籍、雑誌等に載っている技術の提供
- ・公知とするために技術を提供する取引
例)学会発表用の原稿の送付、雑誌への投稿

リスト規制貨物の輸出に関する例外

少額特例・無償特例・部分品特例

キャッチオール規制では以下に該当するかを確認します。

需要者要件

取引の相手先が大量破壊兵器の開発等を行う、または行った者だと、「外国ユーザーリスト」やその他の資料又は需要者等からの連絡で確認できた場合に該当

用途要件

通常の商習慣におけるやり取りの中で、大量破壊兵器・通常兵器の開発等に用いられる旨の連絡があった場合に該当

東洋大学における安全保障輸出管理

安全保障輸出管理を定める法律「外国為替及び外国貿易法」(外為法)では、規制に該当する輸出を行う者は経済産業大臣の許可を得なければならないと定められています。

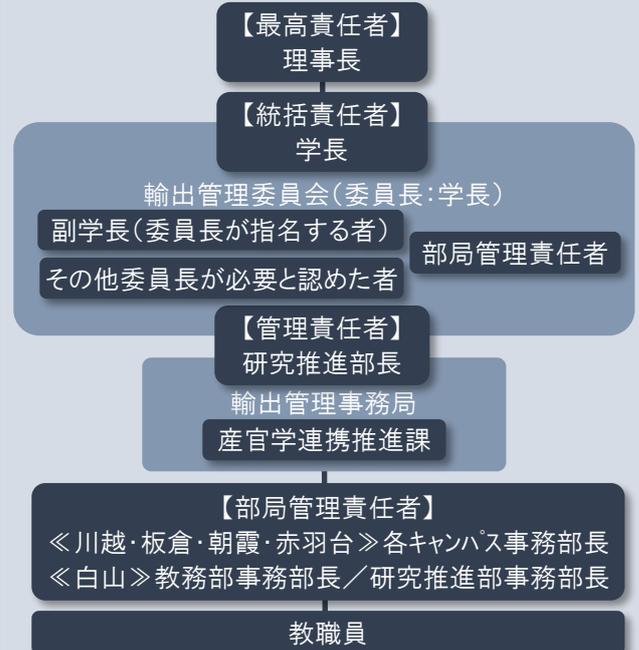
また、業として輸出等を行う者が遵守すべき基準を定め、その遵守を義務付けています。(輸出者等遵守基準)

東洋大学では、全学的な安全保障輸出管理体制のもと、組織として外為法上の許可申請の要否を確認し、安全保障輸出管理を行います。

輸出者等遵守基準

- ①組織の代表者を輸出管理の責任者に選任、②輸出管理体制の構築、③該非判定の手続きの制定、④用途・需要者確認の手続きの制定とその実施、⑤輸出・提供時(出荷時)の貨物等の同一性確認、⑥監査、⑦研修、⑧文書保存、⑨法令違反および法令違反を行ったおそれのあるときの経済産業大臣への報告と再発防止、⑩該非確認責任者の選任、⑪責任者・担当者への法令の周知・遵守の指導

東洋大学 安全保障輸出管理体制



輸出管理の実施手順

審査フロー	概要	審査者
事前確認	海外研究申請書等、申請書類の中でチェックフローに沿って安全保障輸出管理上のおそれの有無を確認する。特段おそれがなければ取引可能。	部局管理責任者
該非判定	事前確認で安全保障輸出管理上のおそれがある場合に、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制に該当するかどうかを判定する。	【承認】部局管理責任者 【確認】管理責任者
取引審査	上記の結果を踏まえて、経済産業大臣への許可申請が必要かどうかを審査する。安全保障輸出管理上のおそれがある取引は、許可申請の手続きを行う。	【承認】管理責任者 【最終承認】統括責任者

上記の手続きを通じて、安全保障輸出管理の規制に該当するかどうかの確認をいたします。組織としての輸出管理が求められることから、広く事前確認を行う必要がありますが、技術の提供・貨物の輸出がリスト規制、キャッチオール規制の対象になることは限定的であることから、実際に取引審査が必要となる取引は限られます。

取引審査が必要となり、審査の結果、リスト規制またはキャッチオール規制に該当すると判断された取引を行う場合には、最高責任者から経済産業大臣あての許可申請を行います。経済産業省による許可申請の審査にかかる期間は、原則として 90 日以内とされています。経済産業省による審査の結果によっては、条件付き許可、または不許可となる可能性もありますので、場合によっては研究のスケジュールや内容を見直す必要があります。

罰則・行政制裁

外為法に違反した場合、以下の罰則が科されます。

- 法人: 10 億円以下の罰金
 - 個人: 3,000 万円以下の罰金、10 年以下の懲役
- また、行政制裁も科され、最悪の場合、大学として一切の貨物の輸出・技術の提供ができなくなる可能性があります。本学の社会的な信用を守るためにも、安全保障輸出管理へのご理解とご協力をお願いします。

安全保障輸出管理に関するお問い合わせ

東洋大学輸出管理事務局
⇒研究推進部産官学連携推進課
E-Mail: ml-chizai@toyo.jp
Tel: 03-3945-7564

※安全保障輸出管理の詳細については、「東洋大学安全保障輸出管理の手引き」(別冊)をご参照ください。